ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった計算書類等が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由

ハ　不適正意見　監査の対象となった計算書類等が不適正である旨及びその理由

三　（略）

四　前二号の意見がないときは、その旨及び理由

五・六　（略）

（削る）

七　会計監査報告を作成した日

2　前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算書類等の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一～三　（略）

（削る）

（会計監査報告の通知期限等）

第四十二条の二　会計監査人は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び特定監事に対し、各事業年度に係る計算書類等についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。

一　計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

二　計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三　特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日

2　計算書類等については、特定理事及び特定監事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。

3　前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算書類等については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。

4　第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　（略）

二　前号に掲げる場合以外の場合　監査を受けるべき計算書類等を作成した理事

5　第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（次条において同じ。）。

一　（略）

二　前号に掲げる場合以外の場合　全ての監事

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった決算書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由

ハ　不適正意見　監査の対象となった決算書類が不適正である旨及びその理由

三　（略）

四　事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該組合又は連合会の状況を正しく示しているかどうかについての意見

五・六　（略）

七　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

八　監査報告を作成した日

2　前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、全国連合会の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一～三　（略）

3　法第八十七条の二第三項に規定する契約に基づき、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が当該組合又は連合会の監査を実施した場合には、第一項の監査報告に次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、公認会計士等が決算書類のうち、会計に関する部分の一部についてのみ監査を実施した場合には、第二号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。

一　公認会計士等の監査の対象及びその方法

二　全国連合会が、公認会計士等の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由並びに全国連合会の監査の方法の概要又は結果

（全国連合会の監査報告の通知期限等）

第四十二条の二　全国連合会は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び特定監事に対し、前条に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

一　決算書類（法第四十条第二項に規定する附属明細書を除く。）の全部を受領した日から四週間を経過した日

二　法第四十条第二項に規定する附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三　特定理事、特定監事及び全国連合会の間で合意により定めた日があるときは、その日

2　決算書類については、特定理事及び特定監事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、全国連合会の監査を受けたものとする。

3　前項の規定にかかわらず、全国連合会が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、決算書類については、全国連合会の監査を受けたものとみなす。

4　第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　（略）

二　前号に掲げる場合以外の場合　監査を受けるべき決算書類を作成した理事

5　第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（次条において同じ。）。

一　（略）

二　前号に掲げる場合以外の場合　すべての監事